

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

- ア 令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
- イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

■ 受付期間

- ・ 令和3年2月19日(金)より、受け付け開始
- ・ 令和3年3月末まで受付

お問合せ先

- 一般的なお問合せは**綾瀬市社会福祉協議会**
0467-77-8166 ※ 平日：8:30～17:00
- 綾瀬市深谷中4-7-10（綾瀬市保健福祉プラザ内）

再貸付の流れ

- 1 郵送で送られてきた3枚の申し込み用紙をご自身でご記入お願いします。
- 2 必要事項をご記入の上、生活困窮者自立相談支援機関(綾瀬市役所 福祉総務課 1階)へのご相談が**必須**となっています。相談終了後には相談機関に記入してもらう箇所があります。
- 3 全てご記入いただいたことを確認の上で綾瀬社会福祉協議会まで郵送をお願い致します。※来所希望の場合は必ずお電話ください。
- 4 記入もれや印の押し忘れ等で手続きが遅くなる場合がありますので予めご了承ください。

送付先

〒252-1107

綾瀬市深谷中4-7-10 (綾瀬市保健福祉プラザ内)

綾瀬市社会福祉協議会 生活支援担当